

仕 様 書

この仕様書は、盛岡市が発注するプラザおでって加圧給水ポンプ修繕を発注するものに適用するものである。

- 1 件 名 プラザおでって加圧給水ポンプユニット修繕
- 2 修繕期間 契約締結日の翌日から令和5年3月27日（月）まで
- 3 履行場所 プラザおでって（盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号）
- 4 修繕内容 経年劣化により不具合が生じている給水加圧装置の修繕を行うもの。
- 5 仕 様

(1) 共通仕様

設計書や特記仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建設工事等基準仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備工事編）（最新版）」並びに「公共建築改修工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備工事編）（最新版）」による。

(2) 機器仕様・数量等（次と同等の機器とする。）

No.	名称（更新装置）	仕様等	数量	単位	摘要
1	給水加圧ポンプユニット	加圧給水ポンプユニット KF2-40R3E3.7 インバーター制御 推定端末圧一定方式 2/3台ロータリー運転 口径40×80A	1	式	

6 管 理

- (1) 施工箇所が既に供用されている施設であるため、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に市担当者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。
- (2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、設計図書又は見積依頼書等に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、市担当者の承諾を受けるものとする。
- (3) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (4) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合には、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。
- (5) 施工に必要な水、電力等の使用は施設管理者と協議すること。
- (6) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (7) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づ

き報告すること。

(要領書等は盛岡市ホームページを参照)

- (8) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、市担当者と協議の上受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続に係る費用はすべて受注者の負担とする。

7 提出書類（任意様式）

- (1) 実施工程表
- (2) 施工計画表
- (3) 業務完了報告書 1部
- (4) 施工写真（施工前・施工中・施工後） 1部
- (5) その他必要と認められるもの 1式

8 その他

仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定するものとする。ただし、軽易な事項については、発注者の指示によるものとする。また、見積及び施工前に当たっては、発注者に事前に連絡することにより、必要に応じて現地確認できるものとする。